８.自由金利型定期預金規定

第１条（利息）

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」とい計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された方法により指定口座へ入金します。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残高は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を第２条により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。」）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次のＡについてはア、イ、ウのいずれか低い利率、Ｂについてはア、イのいずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

Ａ．１か月未満の中途解約の場合

ア．[解約日時点の普通預金利率]を適用利率とする。

イ．[約定利率－約定利率×３０％]を適用利率とする。

ウ．[約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率－約定利率）×（約定利率－預入日数）}}{\text{預入日数}}$]

を適用利率とする。

Ｂ．１か月以上の中途解約の場合

ア．[約定利率－約定利率×３０％]を適用利率とする。

イ．[約定利率－ $\dfrac{\text{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}}{\text{預入日数}}$]

を適用利率とする。

（注１）基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した金庫所定の利率をいう。

・残存期間が３か月未満の時　　１か月ものの約定利率
・残存期間が６か月未満の時　　３か月ものの約定利率
・残存期間が１年未満の時　　６か月ものの約定利率
・残存期間が２年未満の時　　１年ものの約定利率
・残存期間が３年未満の時　　２年ものの約定利率
・残存期間が４年未満の時　　３年ものの約定利率

（注２）算出した適用利率は、小数点第４位以下を切捨てとする。ただし、算式により計算した利率が０％を下回るときは０％とします。

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

第２条（規定の準用）

この預金には、本規定のほか、「定期預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上